

太田市総合農政推進資金融通措置要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市総合農政推進資金融通措置規則（平成17年太田市規則第184号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利子補給等)

第2条 市長は、融資機関と当該融資機関がこの要綱の規定により農業者等に貸付けた資金について、毎年度予算の範囲内で利子補給を行う旨の契約を締結することができるものとする。

2 市長は、公庫資金について、当該資金の借入者に毎年度予算の範囲内で利子助成を行うことができるものとする。

(利子補給等の割合)

第3条 利子補給等の割合は、別表に定めるところによる。

(利子補給等の金額)

第4条 利子補給等の金額は、農業者等に貸付けた規則第3条で定める資金の残高に対し、前条で定めた割合で計算した金額とする。

(融資の対象・融資の条件・利子補給等の期間)

第5条 この要綱による融資の対象、融資の条件及び利子補給等の期間については、群馬県総合農政推進資金融通措置要綱（昭和46年群馬県制定。以下「県要綱」という。）の定めるところによる。

(融資額の限度)

第6条 この要綱による資金の限度については、県要綱の定めるところによる。

(農業信用基金協会への出資)

第7条 市長は、必要が生じたときは、予算の範囲内で群馬県農業信用基金協会に対し、資金の保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として出資することができる。

(事業計画の変更)

第8条 総合農政推進資金事務取扱要領（昭和54年群馬県制定。以下「県要領」という。）第4に定める総合農政推進資金事業計画変更願の提出を受けた融資機関は、その内容を審査し、やむを得ないと認めるものについて総合農政推進資金（ 資金）事業計画変更承認申請書（様式第1号）に県要領第4に定める総合農政推進資金事業計画変更承認申請書の写し及び総合農政推進資金事業計画変更願の写しを添えて、市

長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ承認又は不承認を決定し、総合農政推進資金（ 資金）事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第2号）を融資機関に通知するものとする。

（事業完了の報告）

第9条 県要領第4に定める総合農政推進資金事業完了届の提出を受けた融資機関は、群馬県農業近代化資金事務取扱要領（群馬県制定。以下「県近代化要領」という。）第7・2に定める処理を行い、適正と認めるものについて当該書類の写しを市長に提出するものとする。

（貸付条件の緩和措置）

第10条 県近代化要領第9・3・（1）に定める書類の提出を受けた融資機関は、その内容を審査し、貸付条件の緩和を必要と認めるものについて、総合農政推進資金（ 資金）利子補給変更承認申請書（様式第3号）に県近代化要領第9・3・（2）に定める書類の写しを添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ承認又は不承認を決定し、総合農政推進資金（ 資金）利子補給変更承認（不承認）通知書（様式第4号）を融資機関に通知するものとする。

（報告・調査）

第11条 市長は、この要綱に基づく資金に関し必要があると認めるときは、融資機関又は当該利子補給（助成）金の交付を受けた者から報告を徴し、職員に必要な調査を行わせることができる。

（要綱の違反等に関する措置）

第12号 市長は、融資機関又は当該利子補給（助成）金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した利子補給（助成）金の全部若しくは一部の返還を命じ、又はその補給等を打ち切ることができる。

- （1）借り入れた資金を融資の目的以外に使用したとき。
- （2）融資に係る事業等の施工方法が不相当と認められたとき。
- （3）その他この要綱に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年11月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年8月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年9月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年2月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年11月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年12月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年11月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年2月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前になされた利子補給等の承認に係る貸付金については、なお従前の例による。